

## 桐朋学園小学校 いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめの防止のための対策は、学校、家庭その他の関係者等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

本校は、上記理念に則り、本校に在籍する児童の保護者及びその他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

桐朋学園小学校（以下「本校」という。）は、児童の尊厳を保持する目的の下、学校、家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「いじめ防止基本方針」（以下「学校の基本方針」という。）を策定するものである。

### 1. いじめの認識

- ① いじめは、どの集団でも、どの児童にも、いつおきてもおかしくないと認識する。
- ② いじめられた側の気持ちから、いじめかどうかを判断しなければならないという考え方を繰り返し認識する。

### 2. 学校の基本方針

- ① いじめが起きない教育環境づくりを目指す。
- ② いじめを早期に発見できる教育体制をつくる。
- ③ いじめを早期に解決する対応力を強化する。

### 3. いじめが起きない教育環境づくり

- ① いじめ防止に関するカリキュラム
  - ・生活科等の授業
  - ・朝の会、帰りの会
  - ・その他
- ② 子どもたちとの約束
  - ・いじめをしない。
  - ・いじめについて見ぬふりをしない。
  - ・いじめられたと思ったら、黙っていない。
- ③ 安心できるクラスづくり
  - ・いじめが起きないような人間関係を作り上げる。
  - ・相手の立場を尊重するクラスづくりを目指す。
  - ・対立する意見がでたときにも、相手も自分も納得できる答えを導き出す習慣を醸成する。
  - ・学級経営についての研究をし、それをクラスづくりに活かす。

#### 4. いじめを早期に発見できる教育体制

##### ① いじめ防止委員会

- ・部長、教務主任、各ブロック主任、養護教諭で構成し、常設の委員会とする。
- ・いじめを認知した教員は、速やかに委員会に報告し、学年を中心に事実の確認を行い委員会に報告する。
- ・いじめが確認されたときは、速やかに対応チームを発足し、対応を検討し実行する。必要に応じてスクールカウンセラー等と連携をとる。部長は校長に報告をする。
- ・いじめ防止対策推進法に規定される重大事態が生じた場合、校長は重大事態調査委員会を設置する。その他の教員および外部の専門家をメンバーに加える。

##### ② 児童へのアンケート・日記・個人面談等

##### ③ 保護者との個人面談

#### 5. いじめを早期に解決する対応力の強化

- ① 学年や学校全体で、解決に向けての対応をする。
- ② 双方の保護者と、連携・協調して対応する。
- ③ 教職員に対して、いじめ防止等のために、校内研修等を実施する。

(2024年4月24日)